

# テナント家賃減免支援補助金のお知らせ

## テナント家賃減免支援補助金

賃貸人（ビルのオーナー等）が、新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言に伴う休業要請等により、売り上げが減少した賃借人（テナント等）の賃料の減免を行って頂いた場合に、賃貸人に減免額の一部を補助します。

なお、詳細が決まり次第、HP 等で公表します。

**対象者** ●賃貸人（ビルのオーナー等）

**対象経費** ●令和2年5月から7月分の賃料の減免額

**補助額 対象経費の  $\frac{1}{2}$  以内**

【上限：1テナント3か月で225,000円 ただし、1か月75,000円以内】

## 対象要件

- 賃貸人（ビルのオーナー等）が、賃料を減免していること。
  - テナントが、中小企業・小規模事業者（個人事業者を含む）であること。
- ※四日市市内のビル等に入居しているテナントに限ります。

## 申請方法等

### ●郵送のみ

送付先：〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市 商工農水部 商工課宛

●補助金は、令和2年5月18日の四日市市議会に補正予算案を上程する予定です。

●申請手続等の詳細は、HP 等で後日公表します。